

資料-52 災害時における物資の供給等に関する協定書

災害時における物資の供給等に関する協定書

たつの市（以下「甲」という。）と株式会社JSP関西工場（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に被災者に対する物資の供給及び運搬（以下「供給等」という。）に関し必要な事項を定める。

（協力）

第2条 甲は、災害時において、物資の供給等について乙に要請し、乙は、可能な範囲で物資の安定供給に努めるとともに、その運搬を行うものとする。

（物資の供給等）

第3条 物資の供給等については、甲乙協議の上、物資の品目、量、受渡方法、受渡場所等を定めるものとする。

2 物資は別表1に定める品目とする。ただし、別表1に定める品目以外についても、甲からの要請があれば、乙は、供給可能な品目に限り供給するものとする。

（要請の方法等）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、原則として物資供給要請書（様式第1）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（運搬）

第5条 物資の運搬は、甲の指定した受渡場所に、乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲が運搬することができる。

（経費の負担）

第6条 物資の供給等に係る経費は、甲の負担とする。

2 物資の価格は、災害時の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（代金の支払）

第7条 甲は、乙からの請求書を受理した場合は、速やかに代金を支払うものとする。

（連絡責任者の選任）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(1) 甲及び乙は、連絡責任者を定め、連絡責任者届(様式第2)により報告するものとする。

(2) 甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(情報交換)

第9条 この協定の運用が円滑に行われるよう、適宜甲乙が相互に情報交換するとともに、必要に応じ資料の提供を行うものとする。

(協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から相手方に対し特段の意思表示がない場合は、期間満了日の翌日から1年間延長され、以後においても同様とする。

(中途解除)

第11条 甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、相手方に対し、解除希望日の1ヶ月前までに書面により通知することで、この協定を解除することができるものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又は協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

令和元年10月30日

甲 たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市
たつの市長

乙 東京都千代田区丸の内三丁目4番2号
株式会社JSP
代表取締役

別表 1 (第 3 条関係)

災害時における緊急対応可能な物資

種類	物資の品目
発泡ポリスチレン保温板	ミラフォーム
発泡ポリスチレントレイ容器	食品トレイ容器

様式第 1 (第 4 条関係)

物資供給要請書

年 月 日

株式会社 J S P 関西工場 様

たつの市長

印

災害時における物資の供給等に関する協定書第 4 条の規定により、下記のとおり要請します。

記

要 請 内 容	
受 渡 場 所	
要 請 期 間	
電話等による要請日時	
電話等要請者 (たつの市)	
電話等応答者 ()	
そ の 他	

様式第2（第8条関係）

連絡責任者届

【たつの市】

第1連絡責任者

所属		電話番号	
職名		FAX番号	
氏名		メールアドレス	

第2連絡責任者

所属		電話番号	
職名		FAX番号	
氏名		メールアドレス	

【株式会社 J S P 関西工場】

第1連絡責任者

所属		電話番号	
職名		FAX番号	
氏名		メールアドレス	

第2連絡責任者

所属		電話番号	
職名		FAX番号	
氏名		メールアドレス	